



# 月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 千葉 (22) 7207 番

91.5.8 No. 3394

# LOOK EAST=東を見る!! 違法行為がそこそこある!

## 「申二二号」処分関係(組合ロバツピン)で団交 なんと拘束時間前まで査定対象

JR千葉支社は、三月二  
二日以降、「服務規定」  
違反と称して、組合パツ  
ジ着用、ネクタイピンの  
使用目的以外での着用を  
理由として不当処分を発  
令してきた。

勤務千葉は、申二二号  
において説明を求めて団  
交を行い、JRの違法・  
不当性を追及してきたと  
ころである。

### 労務管理

#### 優先のJR

東京都労委での命令を  
見るまでもなく、各地労  
委の中でJRの不当労働  
行為が認定され、行政命  
令としての効力が発生し  
ているにも関わらず、ま  
たも法を踏みにじる行為  
に出してきたのである。

席上会社側は、「命令  
が出ていることは知って  
いるが、就業規則に定め  
られたことを守ってもら  
う」と繰り返し述べるだ  
けで、間違っていること  
を改めるといふ姿勢のな  
いことを明らかにした。

労働三権によって保証  
されたものが、第三者機  
関においてははっきりと認  
定されたことを改める意  
思さえ持たないところに、  
労務管理のみを優先させ  
る「JR体制」の危機を  
も見る事ができるので  
はないか。

の場に持ち出し、査定対  
象とする側(人事課)も  
する側である。  
また、再三にわたり注  
意し、改善されなかった  
としては、注意に対処しな  
く、中には、注意に対処し  
ないまま、(使用目的以外  
を対象としている)をネ  
クタイのところに戻して  
いるものさえ、「(所定の  
場所以外)につけていた  
ことが問題だ」として、  
査定対象から外すべきだ  
との組合側の主張を全く  
顧みないのである。

### 注意指導

#### 五六回七

さらに、この処分内容  
にもあまりにひどいもの  
がある。

K駅のT組合員に対し  
ては、延べ五六回にも及  
ぶ注意指導をしたとして  
いるが、その時間の中に  
はなんと出勤時間前のも  
のまで含まれているので  
ある。(JRは出勤時間  
11仕事にかかれる時間と  
し、制服や作業衣への着  
替え時間をみていない)  
会社側が定めた拘束時  
間前のもので現場から  
上がってくることも異常  
だが、(出勤日ごとに注  
意するのも相当なものだ  
が)それをそのまま団交

### 安全確保を

#### 第一に!

要は、現場に対して、  
労務管理だ、アラ捜しを  
行え、と号令するJRの  
姿勢が今日の「暗い職場」  
をつくっているのだ。

この救いようのない暗さ  
の根は「一企業一組合」、  
差別・選別の時から始ま  
っている。「こっちの水  
は甘いよ」というアメと  
ムチによって「JR体制」  
になってからも続してい

## 5・19三里塚現地へ

主催 三里塚山連合空教対同盟

日時 5月19日 12時から

場所 右図参照

集合 成田駅・改札前 10時30分

※ 各支部・営業協議  
会とも全力



る昇進試験、登用試験で  
の差別をはじめとするあ  
らゆる労務管理によって、  
片方では労働者の人格や  
権利を破壊し、一方では  
効利的な「労働者」を生  
みだし、人間性そのもの  
を崩壊させてきたそのツ  
ケは今や上も下も汚れき  
った体制となって表面か  
している。

### 労働者の権 利を認めよ

JRがどれほど口調を  
整えようとも「人間尊重  
企業」「リーダーイング・  
カンパニー」など絵空事  
にすぎない。

LOOK EAST  
東を見る、違法行為が  
ここにあり!